

農業分野におけるA I・データに関する 契約ガイドライン

～農業分野のデータ利活用促進とノウハウの保護のために～

令和2年3月
農林水産省

本ガイドラインの読み方

本ガイドラインは

- ・ノウハウ活用編（A I 編）
- ・データ利活用編（データ編）

の2編から構成される。

「ノウハウ活用編（A I 編）」は、農業関係者等（農業関係者、農業指導普及員等）が持つノウハウ等を活用して、A I などを利用したシステムやサービスに反映させたり、あるいはノウハウを含むデータを用いて、システムやサービスを利用したりする場合の取決めに関する留意事項や条項例を示している。

「データ利活用編（データ編）」は、スマート農業全般で用いられることが想定される農業関係者が持つデータについて、その利活用のために研究機関や企業等、プラットフォーム事業者などに提供する際の農業関係者の利益を配慮した条項例や留意事項を示すものである。

ノウハウの活用に際しては、データの利活用が前提になることから、ノウハウ活用編はデータ利活用編に記載されている内容を基本としつつ、特にノウハウ活用に求められる内容を中心に、記載しているものである。

データ利活用編は、農業分野におけるデータの全般の提供関係を取り扱う。そのため提供関係以外の、研究開発やシステム・サービス利用の際の当事者関係などは示さないことから、A I 以外のシステム・サービスの研究開発や利用における取決め内容を決める際の参考にしうる。



